



税務情報

経済産業省 ー 賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集の改訂

経済産業省は 7 月 1 日、2022 年度税制改正後の賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集（5 月 6 日に初版公表^(*)）の改訂版を公表しました。

^(*) 初版の概要は、e-Tax News No.260「[2022 年度税制改正関連情報](#)」（2022 年 5 月 10 日発行）でお知らせしています。

■ [大企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック](#)（PDF 2,237KB）

今回の改訂により、たとえば以下の内容が明らかにされています。

- 適用事業年度終了時における資本金が 10 億円以上、かつ、従業員数が 1,000 人以上の法人については、一定割合の賃上げ要件に加えて、「マルチステークホルダー方針を公表していること」が本税制の適用要件とされているが、グループ通算制度を適用している場合であっても、本税制の適用可否の判定や税額控除額の計算は個別の法人ごとに行うため、マルチステークホルダー方針の公表も、個別の法人で「資本金が 10 億円以上かつ従業員数が 1,000 人以上」の企業のみが対象となる。（P.8、17）
- マルチステークホルダー方針は自社のホームページに公表することとされているが、各社ごとのホームページがなく、グループ全体で同じホームページの場合には、グループ全体のホームページに公表することで問題ない。（P.8）
- マルチステークホルダー方針を公表した旨を適用事業年度終了の日の翌日から 45 日を経過する日までに経済産業大臣（経済産業省）に届け出ることとされているが、その経済産業大臣への届出は、原則、申請ウェブサイト「gBiz FORM」でのみ受け付けられる予定であり、その詳細は 2022 年 7 月中に公表される。（P.12）
- マルチステークホルダー方針を公表した旨の届出を行った場合、経済産業大臣による確認のうえ、受理通知書が発出されるが、その受理通知書は郵送にて発出される。（P.8）

■ [大企業向け「賃上げ促進税制」よくある御質問 Q&A 集](#) (PDF 605KB)

Q&A 集の改訂版には、上記ガイドブックと同様の改訂内容が反映されています。

(Q&A35、37、39、44)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.